JI ACCIDENT & FIRE INSURANCE CO.,LTD.

2011年4月1日以降出発用

治療・救援費用 無制限※プラン

ジェイアイの

海外旅行保険

2011年4月改定版(4月1日以降出発用)

※無制限:旅行中のケガや旅行中にかかった病気により要する治療費用や救援費用が保険金のお支払いの対象となる場合に、保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。**治療・救援費用を終身補償することではありません。**また、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は医師の治療開始日からその日を含めて180日以内の治療費用がお支払いの対象になります。お支払項目によっては、救援者の人数など限度を有するものがあります。

引受保険会社

http://www.jihoken.co.jp

ご存知ですか?

33人に1人※が海外でなんらかの事故・病気に遭遇

また、世界各地で、高額な費用を必要とする事故が発生しています!

※2009年度弊社実績

世界の事故実例

※実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

イギリス
路上で暴漢に襲われ意識不明となる。頭部外傷と診断され41日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **1,124万円**

中 国
搭乗車が他の車と衝突。腰椎骨折、橈骨(とうこつ)・膝蓋骨(しつがいこつ)粉砕骨折、全身他部位損傷と診断され8日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **1,416万円**

ハ ワ イ
海に飛び込んだ際に頸椎を骨折。15日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **2,000万円**

カナダ
激しい腹痛・嘔吐のため受診。腹膜炎(ふくまくえん)・穿孔性憩室炎(せんこうせいけいしつえん)と診断され、11日間入院・手術。家族が駆けつける。看護師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **1,360万円**

フランス
発熱、発汗の症状で受診。敗血症と診断され25日間入院。家族が駆けつける。医師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **1,628万円**

香 港
けいれんし、意識を失い倒れる。肺炎・敗血症と診断され16日間入院。家族が駆けつける。医師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **850万円**

オーストラリア
強い寒気を感じ受診。熱中症・肺炎と診断され18日間入院。家族が駆けつける。
支払い保険金 **641万円**

アメリカ
風邪・呼吸困難を訴え受診。肺炎・不整脈と診断され21日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **2,500万円**

イタリア
ホテルで頭痛と吐き気を訴え倒れる。くも膜下出血と診断され、現地病院からパリの病院にチャーター機で搬送後22日間入院・手術。家族が駆けつける。医師が付添い医療搬送。
支払い保険金 **2,314万円**

インドネシア
ホテルで意識を失う。脳内出血と診断され11日間入院・手術。家族が駆けつける。医師が付添いチャーター機で医療搬送。
支払い保険金 **1,207万円**

海外高額事故実例

スロベニアでの事故例

観光中に意識を失う。脳内出血と診断され、現地病院からヘリコプターで設備が整った病院へ搬送後30日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。

支払い保険金 **3,706万円**

ポーランドでの事故例

バス乗車中、雨で濡れていたため滑って転倒。座席の肘あての金具に頭と肩を強打。転倒直後より、手足を動かすことが困難となり、現地病院に入院、脊髄損傷と判明。帰国後の入院治療でも機能回復せず上肢機能障害・体幹機能障害にて、後遺障害認定。

支払い保険金 **4,625万円**

※2007年度～2009年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金でお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

ご注意!! クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

補償の内容をご存知ですか?

①クレジットカードにセットされている保険では、病気による死亡は補償されていないのが一般的です。
②カードによっては、補償額が十分でない場合や、まったく補償がないものもあります。
③一般的には複数のカードを所持していても、その合計額が支払われる訳ではありません。所持しているカードの中で最も高い補償額を限度として支払われます。(傷害死亡・後遺障害のケース)

〈一般的なカードにセットされている保険の補償内容〉

		ゴールドAカード	一般Bカード
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	2,000万円
	治療費用	200万円	100万円
疾病	死亡	0円	0円
	治療費用	200万円	100万円
個人賠償責任		3,000万円	2,000万円
救援者費用		200万円	100万円
携行品損害		50万円	20万円

補償が低額!!　補償がない!!

緊急時に外国語で対応できますか?

クレジットカードにセットされている保険の場合、契約確認などに時間がかかる事までの事故対応の遅れや、病院の手配から通訳の手配まで、すべてご自身で対応する必要がある場合があります。

お客様が渡航先でお困りになったりトラブルに巻き込まれた時に、一番必要なのは現地における**プロフェッショナルなサービス**です

Jiデスク

海外主要55都市をカバーするJiデスクでの現地トラブル対応!

業界No.1(注)

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付いたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

- トラブル時の各種ご相談受付
- パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の手続きのご案内
- 医師・病院の案内・予約
- 病院等への支払い保証
- 通訳の手配
- 移送機関の手配

- ご家族への連絡

- 救援者の渡航・ホテルの手配

- 捜索・救援機関の紹介・手配

(注) 2010年12月現在における主要各保険会社のガイドブックまたはホームページで表記されている海外旅行保険加入のお客様用日本語対応デスク数の比較による。

設置都市は次ページをご参照ください。

キャッシュレス治療

海外300ヵ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語の話せる医師、スタッフがいる病院を中心に海外300ヵ所超にJi提携病院を設置しております。
②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。

緊急メディカルサービス

渡航先で、万一、重症になった場合に!

万一渡航先で重症となり、緊急手術が必要な場合や日本までの医療搬送が必要になるような場合も、病院の手配からご自宅への医療搬送まで対応いたしますので安心です。

スーツケース 引取り・修理・お届けサービス

送料負担がありません! 煩わしさから解消!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがいます。修理会社に持参するお手間もかかりません。提携する修理会社での修理後は、宅配業者からご自宅にお届けいたします。

携行品損害は、新価※でお支払い

携行品損害の2009年度弊社事故発生件数は全体の35.3%を占めます。
一般的な海外旅行(傷害)保険、カード保険では、時価額(減価償却)にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

(注) 修繕可能で修繕費がそれを下回る場合を除きます。　※同等のものを新たに購入するのに必要な金額

お支払項目別事故発生状況(2009年度)
携行品 35.3%
治療・救援 45.6%
旅行事故緊急 13.4%
その他5.7%

上記は2010年12月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

持病をお持ちの方への情報提供・紹介サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか?」
「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」
「事前に健康相談できるところはあるだろうか?」

海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社(原則有料)をご案内しています。(2011年3月15日開始予定)

ジェイアイホームページ　http://www.jihoken.co.jp/

(注) 弊社が直接医療上のアドバイスやサービスを提供するものではございません。ご旅行にあたっては主治医と充分ご相談の上、ご出発されることをお薦めいたします。

治療・救援費用 無制限※1プラン

こんなとき、Jiの海外旅行保険

詳しくは「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

CASE 1 まさかの死亡事故! 死亡(傷害・疾病)

旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡された場合

CASE 2 後遺障害が生じた!

傷害後遺障害

事故により身体に後遺障害が生じた場合
後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

CASE 3 入院した! 家族も現地に急行!

治療・救援費用

- ケガや病気で医師の治療・手術を受けられた場合
- 継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらう場合
- 妊娠初期の異常についても補償の対象となります。

(注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
(注2)日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

疾病応急治療・救援費用

- 旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合

(注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
(注2)旅行行程中も支出が予想されていた費用(透析、インスリン注射等)はお支払いの対象となりません。

CASE 4 突然の入院!

入院一時金

突然のケガや病気で2日以上入院することになった場合
(注)入院一時金とは、保険金のお支払いの対象となる治療により、治療・救援費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入院をされたときに、ご契約時に定めた金額を一時金としてお支払いするものです。

CASE 5 水浸しにしてしまった!

個人賠償責任

ホテルの客室を水浸しにしてしまったり、誤ってお店の商品をこわしてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

CASE 6 盗まれた!

携行品損害(身の回り品)

旅行カバンを盗まれたり、ビデオカメラを落として破損してしまった場合
(注1)紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
(注2)保険金のお支払いにあたっては、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。

CASE 7 荷物が届かない! 飛行機が飛ばない! 飛行機が遅延!

旅行中の事故による緊急費用(旅行事故緊急費用)

航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経ってても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合
(注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

CASE 8 旅行途中で緊急帰国! オプション

旅行変更費用

- 被保険者または同行予約者の配偶者・3親等内の親族が死亡された場合、または危篤となった場合
- 被保険者または同行予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合

(注)保険料領収前または契約日前に、保険金支払事由またはその原因(病気の発病等)が生じていた場合は保険金のお支払いの対象とはなりません。

こんなときの保険金はお支払いできません。

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害
- 旅行出発前に発病した病気(医師の治療を受けていないもの)の治療費
- 紛失、置き忘れの携行品損害

…など

⚠重要 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日(旅行出発日)時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めいたします。
②被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約等(詳細は申込書にてご確認ください)との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。(1,000万円までのタイプは当プランでは110タイプになります。)
●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳未満の場合。
●保険始期日(旅行出発日)時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なる契約)。
③ご帰国が31日間を超えることが予想される方や2名以上の被保険者(旅行者)について1枚の申込書でご契約をご希望の方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。
④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(旅行期間)は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～8月10日」までの保険期間は、「8日」となります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
⑤ご契約の際は、「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

治療・救援費用 無制限※1プランご契約タイプ一覧表

	ご契約タイプ	106	107 (おすすめ)	108	109
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1	無制限※1	無制限※1	無制限※1
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	5万円	5万円	5万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	60万円	55万円	40万円	35万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	1日	6,460円	5,350円	4,380円	3,610円
	2日	7,420円	6,230円	5,190円	4,360円
	3日	8,320円	7,100円	5,990円	5,140円
	4日	9,260円	7,980円	6,760円	5,860円
	5日	10,380円	9,060円	7,700円	6,750円
	6日	11,690円	10,240円	8,690円	7,640円
	7日	12,740円	11,200円	9,520円	8,400円
	8日	13,510円	11,940円	10,180円	9,030円
	9日	14,320円	12,700円	10,840円	9,640円
	10日	15,150円	13,470円	11,510円	10,270円
	11日	16,060円	14,300円	12,220円	10,920円
	12日	16,880円	15,060円	12,880円	11,530円
	13日	17,850円	15,950円	13,660円	12,240円
	14日	18,610円	16,650円	14,270円	12,810円
	15日	19,340円	17,330円	14,860円	13,350円
	17日まで	20,370円	18,290円	15,710円	14,150円
	19日まで	22,130円	19,880円	17,070円	15,380円
	21日まで	23,600円	21,250円	18,250円	16,470円
	23日まで	24,640円	22,140円	18,980円	17,100円
	25日まで	25,670円	23,020円	19,690円	17,700円
	27日まで	26,740円	23,950円	20,410円	18,310円
	29日まで	27,890円	24,950円	21,230円	19,020円
	31日まで	28,900円	25,840円	21,980円	19,680円

15歳未満の方※2・ご契約者と被保険者(旅行者)が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない方向けタイプ

	ご契約タイプ	110
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円
	治療・救援費用	無制限※1
	疾病応急治療・救援費用	300万円
	入院一時金	5万円
	個人賠償責任	1億円
	携行品損害	10万円
	旅行事故緊急費用	5万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	1日	2,750円
	2日	3,440円
	3日	4,120円
	4日	4,720円
	5日	5,420円
	6日	6,150円
	7日	6,750円
	8日	7,280円
	9日	7,780円
	10日	8,310円
	11日	8,820円
	12日	9,320円
	13日	9,910円
	14日	10,360円
	15日	10,810円
	17日まで	11,480円
	19日まで	12,470円
	21日まで	13,330円
	23日まで	13,820円
	25日まで	14,260円
	27日まで	14,640円
	29日まで	15,170円
	31日まで	15,690円

主要都市に日本語対応のJiデスクが設置されているから安心!

Jiデスクでは、現地の事情に精通した担当者による日本語サービスをご提供させていただきます。

ヨーロッパ・アフリカのJiデスク

アメリカ・ハワイ・オセアニアのJiデスク

アジア・グアム・サイパンのJiデスク

(2010年12月現在)

※1 無制限:旅行中のケガや旅行中にかかった病気により要する治療費用や救援費用が保険金のお支払いの対象となる場合に、保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。**治療・救援費用を終身補償することではありません。**また、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は医師の治療開始日からその日を含めて180日以内の治療費用がお支払いの対象になります。お支払項目によっては、救援者の人数など限度を有するものがあります。
※2 保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。

■ご注意
1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約(保険金額300万円)」「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」「携行品損害追加補償特約」がセットされております。
2.携行品損害の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りたものを含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。)
3.「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
4.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

オプション [旅行変更費用補償特約]

出国中止費用補償対象外特約セット

■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■旅行変更費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を中途で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。出国前に旅行を取消したときの取消費用などはお支払いの対象となりません。(出国中止費用補償対象外特約がセットされております。)

保険期間(保険のご契約期間)		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	17日まで	19日まで	21日まで	23日まで	25日まで	27日まで	29日まで	31日まで
保険金額(ご契約金額)保険料	10万円	40円	50円	50円	50円	70円	80円	90円	90円	100円	110円	120円	130円	140円	140円	150円	160円	170円	190円	200円	210円	230円	240円	260円
	20万円	90円	100円	100円	110円	130円	160円	170円	190円	210円	220円	240円	260円	280円	290円	300円	320円	340円	370円	400円	430円	460円	490円	520円
	30万円	130円	150円	160円	160円	200円	230円	260円	280円	310円	340円	360円	390円	410円	430円	450円	480円	510円	560円	600円	640円	680円	730円	780円
	40万円	180円	200円	210円	210円	270円	310円	340円	380円	420円	450円	480円	520円	550円	580円	600円	630円	690円	750円	800円	850円	910円	970円	1,040円

[ご注意]
1.保険金額は、旅行代金または中途で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。
2.中途帰国のための費用は旅行方面により次の金額が目安となります。東南アジア・ハワイ:10万円、北米・オセアニア・アフリカ:20万円、ヨーロッパ・南米:30万円　3.出国中止費用をご希望の方は、お申出ください。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	<「傷害死亡」「傷害後遺障害」共通> 1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2.原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの　など
傷害後遺障害	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～ 100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
治療・救援費用 ［救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救援者費用等追加補償特約セット 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約セット］	<傷害治療費用> 責任期間*中の事故によるケガ*が原因で医師の治療を受けられた場合（義手、義足の修理を含みます。） <疾病治療費用> ①「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合 <救援費用> 被保険者が次の①～⑥までのいずれかに該当した場合 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病気により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合（責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 注 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。 ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合	お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 <傷害・疾病治療費用> 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次の金額をお支払いします（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）。 ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費。 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用。 ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。 <救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いします。（「保険金をお支払いする場合」の⑥は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。） ⑤遺体の処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計20万円まで、傷害・疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。）	<傷害治療費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①～⑨および2.に該当する場合に同じ <疾病治療費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。 <救援費用> 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①※1、②※1、③※2、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記保険金をお支払いする場合③の入院をされた場合 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 ※1.自殺行為によりその行為の日からその日を含め180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 ※2.被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救援費用のお支払いはできません。 など
疾病に関する応急治療・救援費用	<治療費用> 責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により医師の治療を受けられた場合 <救援費用> 責任期間*開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化(※2)により3日以上続けて入院された場合 (※1)妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 (※2)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	上記「治療・救援費用」のうち、症状が急激に悪化した病気1回につき、医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額を300万円限度にお支払いします。	上記「治療・救援費用」の保険金をお支払いできない主な場合<疾病治療費用>および<救援費用>に該当する場合に加え、 ・その病気の治療の開始が責任期間*終了後である場合 ・その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ・責任期間*開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・責任期間*中も継続して支出することが予定されていた費用。（例えば、透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用やインスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など）　など

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします ①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。） ③責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合		上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・被保険者が被ったケガによる病気 ・妊娠、出産、早産、流産による病気 ・歯科疾病 など
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院したときに、入院一時金額をお支払いします。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。		
個人賠償責任	責任期間*中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任（※） ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金　など
	(※)次のものに対する損害賠償責任に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。） ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。） ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品		
携行品損害 ［携行品損害追加補償特約セット］	責任期間*中に携行品(※)（カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ※被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れたものを含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次のものは対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物など ・被保険者が携行していないもの（被保険者の居住施設内にあるものや別送中のもの等）	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます（修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。）。 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。） ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・保険の対象である液体の流出 ・置き忘れ、紛失　など なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は上記個人賠償責任で保険金をお支払いすることができます。
旅行事故緊急費用	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(※2)をお支払いします(※3)。 ※1.公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生が証明されるものに限ります。 ※2.①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当と認められる金額とします（他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b.被保険者が搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 ※3.上記※2の①から⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります（ただし、③食事代については5千円が保険期間中の限度となります。）。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。		上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②、③、⑦～⑨により生じた費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ・歯科疾病 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツを行っている間 など

***印の用語のご説明**

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。
●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行変更費用 〔出国中止費用補償対象外特約セット〕 ご希望により追加してセットできるオプション特約	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を途中で取りやめ帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の3親等内の親族が死亡された場合または危篤となった場合 ②被保険者等がケガ*や病気※で入院された場合または、被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の2親等内の親族がケガ*や病気※で14日以上継続して入院された場合（14日経過以前に死亡された場合を含みます。） ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合 ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 ⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合 ※妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	保険契約者、被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします（旅行が企画旅行の場合は下記1．または3．のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2．または3．のいずれか高い額をお支払いします。）。 1．次の算式により算出した額 旅行変更費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額 × 中途帰国した日以後の日数／旅行日程の日数 注 旅行代金について払い戻しが受けられる場合は、旅行代金より払い戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2．次の費用 ①中途帰国したことにより取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用(出国後3か月以内に提供を受けるものに限ります。) ②渡航手続費として支払った費用。 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、中途帰国した後に使用できるものに対する費用も除きます。 3.次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ・航空券等（その利用日が出国後3か月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①被保険者の航空運賃等交通費 ②被保険者の宿泊施設等客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 注 中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の責任期間は、出国日当日に保険のご契約をされた場合でも、保険契約日の翌日午前0時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①～⑤に該当した場合 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺・犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記「保険金をお支払いする場合」の②が生じた場合 ③保険料領収前または契約日前に、左記「保険金をお支払いする場合」の①～⑨に該当していた場合またはその原因（死亡・危篤・入院等の原因となったケガの発生、病気の発病または隔離の原因となった感染症の発病をいいます。）が生じていた場合 ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、興行、試運転によって左記「保険金をお支払いする場合」の①、②が生じた場合 など

***印の用語のご説明**

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

お申込みにあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒102-0082　東京都千代田区一番町20-5　http://www.jihoken.co.jp
この保険に関するお問合わせは右記取扱代理店または下記へ
お客様専用フリーダイヤル：0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
受付時間：平日の午前9：00～午後5：00（土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

取扱代理店

5944216（J10A291）　100M（栄）　201012